

建設政策課

長野県長野地方事務所告示第4号

長野県後期高齢者医療広域連合長から申請のあった長野県後期高齢者医療広域連合を組織する地方公共団体数の減少については、地方自治法(昭和22年法律第67号)第291条の3第1項の規定により、平成22年7月15日付けで許可しました。

平成22年8月16日

長野県長野地方事務所長 小林 守 夫

市町村課

長野県飯田建設事務所告示第15号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更します。

その関係図面は、告示の日から平成22年8月30日まで、長野県建設部道路管理課及び長野県飯田建設事務所において、一般の縦覧に供します。

平成22年8月16日

長野県飯田建設事務所長 三井 宏 人

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 米川駄科停車場線
- 3 道路の区域

区 間	新旧別	敷地の幅員	延長
飯田市下久堅稲葉1561番の7地先から 飯田市下久堅稲葉1546番の30地先まで	旧	5.3~11.9 m	0.2400 km
同 上	新	5.3~11.9	0.2400
		14.6~69.2	0.2240

道路管理課

長野県飯田建設事務所告示第16号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始します。

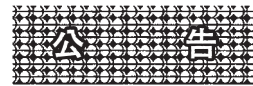
その関係図面は、告示の日から平成22年8月30日まで、長野県建設部道路管理課及び長野県飯田建設事務所において、一般の縦覧に供します。

平成22年8月16日

長野県飯田建設事務所長 三井 宏 人

- 1 路線名 米川駄科停車場線
- 2 供用を開始する区間
飯田市下久堅稲葉1561番の7地先から
飯田市下久堅稲葉1546番の30地先まで
- 3 供用を開始する期日 平成22年8月16日

道路管理課



公告

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第25条第4項の規定により、特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告します。

平成22年8月16日

長野県知事 村井 仁

- 1 申請のあった年月日
平成22年8月9日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人ラポール
- 3 代表者の氏名
宮越 俊雄
- 4 主たる事務所の所在地
松本市大字原173番地
- 5 定款に記載された目的

この法人は、地域社会に暮らす高齢者が、住み慣れた地域で、家族的な雰囲気のもとで、安心して暮らせるよう生活自立を支える事業を行い、地域福祉を住民と共に考え、住民参加の介護サービスにより、不特定多数の人々の利益の増進と地域福祉の推進に寄与することを目的とする。

生活文化課NPO活動推進室

公告

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第25条第4項の規定により、特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告します。

平成22年8月16日

長野県知事 村井 仁

- 1 申請のあった年月日
平成22年8月10日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人夢の実
- 3 代表者の氏名
松山 博
- 4 主たる事務所の所在地
安曇野市穂高柏原2830番地10
- 5 定款に記載された目的

この法人は、障害児者に対して放課後支援等余暇支援活動と地域住民への啓発活動を行うことにより障害者福祉に寄与することを目的とする。

生活文化課NPO活動推進室

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定による新設の届出があったので、同条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書及び添付書類を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

平成22年8月16日

長野県知事 村 井 仁

- 大規模小売店舗の名称及び所在地
(仮称) バロー飯田店
飯田市鼎名古熊2098-1 外
- 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所
株式会社バロー
岐阜県恵那市大井町180-1
- 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所
株式会社バロー
岐阜県恵那市大井町180-1
- 大規模小売店舗の新設をする日
平成23年4月7日
- 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
1,400平方メートル
- 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
 - 駐車場の収容台数 115台
 - 駐輪場の収容台数 44台
 - 荷さばき施設の面積 88平方メートル
 - 廃棄物等の保管施設の容量 48立方メートル

(注) 各施設の位置は、届出書に添付された図面のとおり
- 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
 - 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

開店時刻	閉店時刻
午前9時	午後10時
 - 来客が駐車場を利用することができる時間帯

時 間 帯
午前8時30分から午後10時30分まで
 - 駐車場の自動車の出入口の数及び位置
7か所
(注) 位置は届出書に添付された図面のとおり
 - 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
午前6時から午前4時まで
- 届出年月日
平成22年8月6日
- 届出書及び添付書類の縦覧の場所
長野県商工労働部産業政策課又は長野県下伊那地方事務所商工観光課
- 縦覧の期間
平成22年8月16日から平成22年12月16日まで
- 意見書の様式

長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱（平成12年5月19日付け12産振第137号）様式第8号による。

12 意見書の提出先

長野県商工労働部産業政策課又は長野県下伊那地方事務所商工観光課

産業政策課

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書及び添付書類を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

平成22年8月16日

長野県知事 村 井 仁

- 大規模小売店舗の名称及び所在地
ユー・パレット小諸店
小諸市大字御影新田字谷地2081-1 外
- 大規模小売店舗を設置する者の名称（氏名）及び住所
株式会社マツヤ
長野市大字北尾張部710-1
- 変更事項
 - 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

小売業を行う者の氏名又は名称	変 更 前		変 更 後	
	開店時刻	閉店時刻	開店時刻	閉店時刻
株式会社マツヤ	午前9時	午後8時	午前9時	午後10時
株式会社田原屋				
有限会社花よし				
株式会社ミヤガワ				
有限会社マツモト				
有限会社高原のパンやさん				
有限会社前田酒店				

- 来客が駐車場を利用することができる時間帯

変 更 前	変 更 後
午前7時00分～午後10時30分	午前8時30分～午後10時30分

- 変更年月日
平成22年8月28日
- 届出年月日
平成22年8月3日
- 届出書及び添付書類の縦覧の場所
長野県商工労働部産業政策課又は長野県佐久地方事務所商工観

光課

7 縦覧の期間

平成22年8月16日から平成22年12月16日まで

8 意見書の様式

長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱（平成12年5月19日付け12産振第137号）様式第8号による。

9 意見書の提出先

長野県商工労働部産業政策課又は長野県佐久地方事務所商工観光課

産業政策課

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書及び添付書類を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

平成22年8月16日

長野県知事 村井 仁

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

ユー・パレット北長野店

長野市大字若槻東条526-2 外

2 大規模小売店舗を設置する者の名称（氏名）及び住所

花岡 六四郎

長野市大字若槻東条553

花岡 春子

長野市大字若槻東条553

花岡 尚登

長野市大字若槻東条553

大成産業株式会社

長野市大字栗田857-1

株式会社マツヤ

長野市大字北尾張部710-1

3 変更事項

(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

小売業を行う者の氏名又は名称	変更前		変更後	
	開店時刻	閉店時刻	開店時刻	閉店時刻
株式会社マツヤ	午前9時	午後8時	午前9時	午後10時
株式会社イエローハット	午前10時	午後7時	午前10時	午後7時

(2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

番号	変更前	変更後
1	午前8時30分～ 午後8時30分	午前8時30分～ 午後10時30分
2	午前8時30分～ 午後8時30分	午前8時30分～ 午後8時30分

4 変更年月日

平成22年8月28日

5 届出年月日

平成22年8月3日

6 届出書及び添付書類の縦覧の場所

長野県商工労働部産業政策課又は長野県長野地方事務所商工観光課

7 縦覧の期間

平成22年8月16日から平成22年12月16日まで

8 意見書の様式

長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱（平成12年5月19日付け12産振第137号）様式第8号による。

9 意見書の提出先

長野県商工労働部産業政策課又は長野県長野地方事務所商工観光課

産業政策課

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書及び添付書類を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

平成22年8月16日

長野県知事 村井 仁

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

高井富士ショッピングセンター

中野市大字江部字松ノ木1236-3 外

2 大規模小売店舗を設置する者の名称（氏名）及び住所

株式会社マツヤ

長野市大字北尾張部710-1

3 変更事項

(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

小売業を行う者の氏名又は名称	変更前		変更後	
	開店時刻	閉店時刻	開店時刻	閉店時刻
株式会社マツヤ	午前9時	午後8時	午前9時	午後10時
株式会社綿半ホームエイド	午前9時	午後8時	午前9時	午後8時
有限会社もへじや製菓				
株式会社タツミヤ				
有限会社マルヤマ化粧品				
株式会社ミヤガワ				

(2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

番号	変更前	変更後
1	午前8時30分～ 午後8時30分	午前8時30分～ 午後10時30分
2	午前8時30分～ 午後8時30分	午前8時30分～ 午後9時30分
3		
4		
5		
6		

(3) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

番号	変更前	変更後
1	午前6時～午後6時	午前5時～午後6時
2	午前6時～午後6時	午前6時～午後8時

- 4 変更年月日
平成22年8月28日
- 5 届出年月日
平成22年8月2日
- 6 届出書及び添付書類の縦覧の場所
長野県商工労働部産業政策課又は長野県北信地方事務所商工観光課
- 7 縦覧の期間
平成22年8月16日から平成22年12月16日まで
- 8 意見書の様式
長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱(平成12年5月19日付け12産振第137号)様式第8号による。
- 9 意見書の提出先
長野県商工労働部産業政策課又は長野県北信地方事務所商工観光課

産業政策課

公告

都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、都市計画を変更したいので、同法第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により、次のとおり公告し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供します。

なお、当該都市計画の案について、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

平成22年8月16日

長野県知事 村井 仁

- 1 都市計画の種類及び名称
松本都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針
- 2 都市計画を定める土地の区域
松本都市計画区域
- 3 都市計画の案の縦覧場所
長野県建設部都市計画課、長野県松本建設事務所、松本市役所
- 4 縦覧期間
自 平成22年8月16日

至 平成22年8月30日

都市計画課

公告

都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、都市計画を変更したいので、同法第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により、次のとおり公告し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供します。

なお、当該都市計画の案について、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

平成22年8月16日

長野県知事 村井 仁

- 1 都市計画の種類及び名称
松本都市計画区域区分(市街化区域及び市街化調整区域)
- 2 都市計画を定める土地の区域
 - (1) 市街化区域
平成16年長野県告示第352号で定めた松本都市計画市街化区域に松本市大字和田字口無、字北野尻、字上西原及び字南西原の各一部を加える。
 - (2) 市街化調整区域
松本都市計画区域のうち市街化区域を除く区域
- 3 都市計画の案の縦覧場所
長野県建設部都市計画課、長野県松本建設事務所、松本市役所
- 4 縦覧期間
自 平成22年8月16日
至 平成22年8月30日

都市計画課

公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成22年8月16日

長野県佐久地方事務所長 西 裕 司

- 1 入札に付する事項
 - (1) 調達をする役務
県営住宅東小諸団地外5団地消防用設備点検業務
 - (2) 役務の特質
県営住宅団地の消防用設備の点検
 - (3) 履行期間
平成22年9月6日から平成23年3月11日まで
 - (4) 履行場所
小諸市甲1574-1
県営住宅東小諸団地外5団地
 - (5) 入札方法
価格の総額について行います。なお、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額(当該加算した金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者

者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当する者であることとします。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の4第1項又は財務規則（昭和42年長野県規則第2号。以下「規則」という。）第120条第1項の規定により入札に参加することができないとされた者でないこと。
- (2) 一般競争入札又は指名競争入札に参加する者の資格（昭和59年長野県告示第60号）の別表の「その他の契約」の欄の等級区分がC以上に格付けされている者であること。
- (3) 長野県総務部長から管理その他の委託及び物品購入等入札参加資格者に係る指名停止要領（平成11年4月1日付け11管第35号）に基づく指名停止を受けている期間中の者でないこと。
- (4) 消防設備士又は消防設備点検資格者を有している者であること。
- (5) 長野県内に本店を有する者であること。

3 入札説明書の交付場所、契約条項等を示す場所及び問い合わせ先

佐久市跡部65-1
長野県佐久地方事務所 建築課
電話 0267-63-3159（直通）

4 入札手続等

- (1) 契約の手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
- (2) 入札及び開札の日時及び場所
ア 日時 平成22年9月1日（水） 午前10時
イ 場所 長野県佐久合同庁舎 402号会議室
- (3) 郵送による入札の可否
郵送による入札は、受け付けません。
- (4) 入札者に要求される事項
この入札に参加を希望する者は、入札説明書に定める必要事項について説明した書類を、平成22年8月26日（木）午後3時までに上記3の場所に提出してください。この場合において、開札日の前日までに必要な証明書等の照会があったときは、入札に参加を希望する者の負担において説明してください。
- (5) 入札保証金
政令第167条の7第1項に規定する入札保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第127条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。
- (6) 契約保証金
政令第167条の16第1項に規定する契約保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第143条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。
- (7) 入札の無効
規則第129条各号に該当する入札書は、無効とします。
- (8) 契約書作成の要否
必要とします。
- (9) 落札者の決定方法
予定価格の制限の範囲内に達した入札であって、最低の価格をもってした者を落札者として決定します。

5 その他

詳細は、入札説明書及び仕様書によります。

住 宅 課

公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成22年8月16日

長野県上伊那地方事務所長 市川 武二

1 入札に付する事項

- (1) 調達をする役務
県営住宅水神橋団地外2団地消防用設備点検業務
- (2) 役務の特質
県営住宅団地の消防用設備の点検
- (3) 履行期間
平成22年9月8日から平成23年3月25日まで

(4) 履行場所

伊那市上牧6447-3
県営住宅水神橋団地外2団地

(5) 入札方法

価格の総額について行います。なお、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該加算した金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当する者であることとします。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の4第1項又は財務規則（昭和42年長野県規則第2号。以下「規則」という。）第120条第1項の規定により入札に参加することができないとされた者でないこと。
- (2) 一般競争入札又は指名競争入札に参加する者の資格（昭和59年長野県告示第60号）の別表の「その他の契約」の欄の等級区分がC以上に格付けされている者であること。
- (3) 長野県総務部長から管理その他の委託及び物品購入等入札参加資格者に係る指名停止要領（平成11年4月1日付け11管第35号）に基づく指名停止を受けている期間中の者でないこと。
- (4) 消防設備士又は消防点検資格者を有している者であること。
- (5) 長野県内に本店を有する者であること。

3 入札説明書の交付場所、契約条項等を示す場所及び問い合わせ先

伊那市荒井3497
長野県上伊那地方事務所 建築課
電話番号 0265-76-6831（直通）

4 入札手続等

- (1) 契約の手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
- (2) 入札及び開札の日時及び場所
ア 日時 平成22年9月3日（金） 午前9時
イ 場所 長野県伊那合同庁舎 201号会議室

- (3) 郵送による入札の可否
郵送による入札は、受け付けません。
- (4) 入札者に要求される事項
この入札に参加を希望する者は、入札説明書に定める必要事項について説明した書類を、平成22年8月27日(金)午後5時までに上記3の場所に提出してください。この場合において、開札日の前日までに必要な証明書等の照会があったときは、入札に参加を希望する者の負担において説明してください。
- (5) 入札保証金
政令第167条の7第1項に規定する入札保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第127条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。
- (6) 契約保証金
政令第167条の16第1項に規定する契約保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第143条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。
- (7) 入札の無効
規則第129条各号に該当する入札書は、無効とします。
- (8) 契約書作成の要否
必要とします。
- (9) 落札者の決定方法
予定価格の制限の範囲内に達した入札であって、最低の価格をもってした者を落札者として決定します。
- 5 その他
詳細は、入札説明書及び仕様書によります。

住宅課

公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成22年8月16日

長野県諏訪建設事務所長 伊藤直喜

1 入札に付する事項

- (1) 調達をする物品等及び数量
移動式交流発電設備 一式
- (2) 物品等の特質
入札説明書及び仕様書によります。
- (3) 納入期限
平成22年11月30日(火)
- (4) 納入場所
諏訪市大字豊田字湖畔1866-1
諏訪湖流域下水道豊田終末処理場
- (5) 入札方法
価格の総額について行います。なお、落札の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額(当該加算した金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額)をもって落札価格としますので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当する者であることとします。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「政令」という。)第167条の4第1項又は財務規則(昭和42年長野県規則第2号。以下「規則」という。)第120条第1項の規定により入札に参加することができないとされた者でないこと。
- (2) 一般競争入札又は指名競争入札に参加する者の資格(昭和59年長野県告示第60号)の別表の「物件の買入れ」の欄の等級区分がB以上に格付けされている者であること。
- (3) 長野県総務部長から管理その他の委託及び物品購入等入札参加資格者に係る指名停止要領(平成11年4月1日付け11管第35号)に基づく指名停止を受けている期間中の者でないこと。
- (4) 長野県内に本店又は支店若しくは営業所を有すること。

3 入札説明書及び仕様書の交付及び交付場所、契約条項等を示す場所並びに問い合わせ先

(1) 入札説明書及び仕様書の交付

本公告に係る入札に参加しようとする者の申請により入札に参加する者1人に対し、1部を無償で交付します。なお、郵送により交付を希望する場合には、当該郵便料を添えて申請してください。

(2) 入札説明書及び仕様書の交付場所、契約条項等を示す場所並びに問い合わせ先

諏訪市上川1丁目1644-10

長野県諏訪建設事務所 総務課

電話 0266(57)2933

4 入札手続等

(1) 契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時 平成22年9月1日(水) 午後2時

イ 場所 長野県諏訪合同庁舎 5階 503号会議室

(3) 郵送入札の可否

郵送による入札は受け付けません。

(4) 入札者に要求される事項

この入札に参加を希望する者は、入札説明書に定める必要事項について説明した書類を平成22年8月24日(火)午後5時までに上記3(2)の場所に提出してください。この場合において、入札及び開札日の前日までに必要な提出書類等の内容に関する照会があったときは、入札に参加を希望する者の負担において説明してください。

(5) 入札保証金

政令第167条の7第1項に規定する入札保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第127条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

(6) 契約保証金

政令第167条の16第1項に規定する契約保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第143条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

(7) 入札の無効

規則第129条各号に該当する入札書は、無効とします。

(8) 契約書作成の要否

必要とします。

(9) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内に達した入札であって、最低の価格をもってした者を落札者として決定します。

5 その他

詳細は、入札説明書及び仕様書によります。

生活排水課